2026 年冬のあおたびキャンペーン特別企画

「冬のあおたびスタンプラリー」Q&A

◆スタンプラリーの基本情報

スタンプを押印してもよい期間は？	2026 年 12 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
お客様のスタンプラリー応募締め切りは？	2027 年 4 月 3 日（土）※当日消印有効
スタンプラリーで何が当たるのか？	①あおたび満喫賞（27 名様） 条件：3 種類の店舗スタンプを集める 賞品：ペア宿泊券 ②あおたびエンジョイ賞（98 名様） 条件：２種類の店舗スタンプを集める 賞品：宿泊施設で使える商品券 1,000 円分 または 1,000 円相当のお土産品
賞品は選べるのか？	応募する賞（①か②）は選べます。 どの賞品が当たるかは発送をもってお知らせします。
スタンプラリー台紙はどのようなデザイン？ どこにスタンプを押印するのか？	下記のようなイメージです。 赤い枠の部分が、スタンプを押印する場所です。 
スタンプのデザインに意味はあるか？	宿が使う「宿泊施設スタンプ」と、スタンプラリー対象店舗が使う「店舗用スタンプ」はデザインが異なります。 また、各スタンプには通し番号を入れており、どこで押印したか確認できるようにしています。 ※宿泊施設の方へ 売店等をスタンプラリー対象施設にしている（＝スタンプが複数ある）場合は、押し間違いに注意してください。

スタンプラリーの参加方法は？ 【お客様の手順】	①冬のあおたびキャンペーン対象の宿泊施設に泊まり、チェックイン時に「スタンプラリー対象施設紹介チラシ（兼スタンプラリー台紙）」を手に入れる。 ②チラシに記載のスタンプラリー対象施設で、税込み 700 円以上の支払いをする。 ③会計時に、スタンプラリー台紙を施設の人に渡し、スタンプを押印してもらう。 ④必要数のスタンプを集めて、応募する。
スタンプラリーの対応方法は？ 【お店側の手順】	①事務局からスタンプを受け取る。 （冬のあおたびキャンペーン事務局から送られてきます） ②スタンプ台（インク）を用意する。※何色でも可 ③スタンプラリー台紙を提示して、税込み 700 円以上の会計をした人に、スタンプを押印する。 （1 会計につき 1 個。対象店舗の枠に押印） ※擦れて印面がかすれないようにティッシュで押さえたり、上からテープを貼るなど、お客様への配慮をお願いします。
スタンプラリー企画に関する情報がまとまっている WEB ページはあるか？	冬のあおたびキャンペーン公式サイトの「スタンプラリー」のページをご確認ください。（お客様向けのルール紹介も記載してあります。） https://fuyuno-aotabi.jp/rally/

◆スタンプラリーに関するよくある質問

スタンプラリー台紙はどうすればもらえる？	冬のあおたびキャンペーンに参加している宿泊施設に泊まる際の、チェックイン時に 1 人 1 枚配布されます。 ※お子様には、宿泊料金が生じている場合に配布。 ※連泊の場合は、1 チェックインにつき 1 枚配布。
スタンプを押印する時に気を付けることは？	①押印ルールは【1 会計につき、税込み 700 円以上で 1 個のスタンプを押す】こととなります。 ②押印時に使用した明細書・レシートが再利用されないよう、確認用のスタンプを押してください。 （押印場所は表でも裏でも OK です。）

お会計が税込み1,400円以上だったら、２個スタンプを押印してもよいか？	スタンプを２個押すのはルール違反です。 １会計につき、税込み 700 円以上で 1 個のスタンプ押印となります。 ※スタンプラリー台紙に、同じ種類のスタンプが複数個押されていた場合は、何個押してあっても 1 個とカウントします。**➡応募要件は 2 種類または 3 種類のスタンプを集めることなので、1 枚の台紙に同じスタンプを集めても無駄になってしまいます。**
台紙を２枚持っている人が、税込み1,400円以上の会計をしたら、各台紙に１個ずつ押印してもよいか？	複数の台紙を提示されても、どちらか１枚にだけ、1 個押印してください。（参加施設が押印できるスタンプは、１会計につき、税込み 700 円以上で 1 個となります） ※台紙を複数枚持っていること自体は問題ありません。（複数人で宿泊したり、キャンペーンで何度も宿泊している場合があるので）
お客様が支払いに各種ポイント等を使っても、スタンプを押印できるか？	はい、できます。 今回のスタンプラリーの押印要件は「税込み 700 円以上のお支払い」なので、決済方法（ポイント、電子マネー、商品券等）は問いません。 金額が税込み 700 円以上かどうかだけ確認してください。
お客様が割引クーポンを使用する場合でも、スタンプを押印できるか？	はい、できます。 クーポン使用前の金額が税込み 700 円以上であればスタンプを押印してください。
「会計時にスタンプラリー台紙を提示するのを忘れた」というお客様が後から来たらどうすればよいか？	①お会計金額が税込み 700 円以上であること、②お支払い日は 2026 年 12 月 1 日～2027 年 3 月 31 日の範囲内であること、の 2 点を確認（※）できれば、後追いで押印しても構いません。 ※レシートや、チケットの半券などでチェックしてください。
提示されたスタンプラリー台紙に、宿泊施設スタンプが印字・押印されていない。	無効の台紙となります。 （トラブルを避けるため、何も言わず店舗スタンプを押印していただいても構いませんが、お客様に対して、台紙をもらった宿泊施設に連絡するよう声掛けをしていただけると助かります）

【宿泊施設向け】 スタンプラリー参加施設になっていないが、売店でお買い物したお客様が、会計時にスタンプラリー台紙を出してきた。宿泊施設スタンプを対象店舗枠に押印してもよいか？	宿泊施設スタンプを、対象店舗枠に押印するのは不可です。 
【宿泊施設向け】 宿泊施設スタンプと、店舗用スタンプを間違えて押してしまった。どうすればよいか？	（１）**宿泊施設の枠に、店舗用スタンプを押してしまった場合**は、通し番号が読み取れるような位置に押し直してください。 ※押し直したことがわかるように、間違って押したスタンプ部分には赤ペンなどで×をつけ、正しいスタンプ印面を〇で囲むなど、目立つように工夫してください。 （２）**対象店舗の枠に、宿泊施設スタンプを押してしまった場合**は、修正テープなどで綺麗に消してください。 ※次に押した正しいスタンプの印面が読み取れるよう、丁寧にお願いします。
スタンプをなくした　または　スタンプが破損して書かれている文字が読み取れなくなった場合はどうすればよいか？	速やかに事務局に相談してください。 TEL：0120-039-041（平日 10 時～18 時）
キャンペーン期間終了後、スタンプはどうすればよいか？	繰り返し使用しますので、連絡があるまで大事に保管してください。

◆参考 「冬のあおたびキャンペーン」基本情報

キャンペーンで宿泊できる期間は？	2026 年 12 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
キャンペーン対象は？	青森県内居住者 ※ただし、グループ内に１名でも県内居住者がいれば、全員がキャンペーン対象となります。
キャンペーンの特典とは？	宿泊施設で、料金の割引や各種特典（料理の追加やお土産プレゼント等）を受けることができる。
キャンペーンについて知りたいときは？	公式サイトをご確認ください。 https://fuyuno-aotabi.jp/
キャンペーンや、スタンプラリーについて質問があるときは？	事務局にご連絡ください。 TEL：0120-039-041（平日 10 時～18 時）